

ぶるーむ 心の健康づくり計画

基本方針

心の健康は身体の健康にも繋がり、働く人とそのご家族の安心した生活のため、そして快適な職場づくりのために必要です。

ぶるーむでは、厚生労働省より発行された「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス対策指針）に基づき、パートを含む全ての従業員の健康と幸福な生活につながるよう、あたたかみと活気ある職場環境づくりを目指します。メンタルヘルス不調者への対応だけでなく、従業員の円滑なコミュニケーション、より快適な職場環境への改善等を含めた、より広い意味での心の健康づくりに取り組んでいきます。

心の健康づくりのための実施事項

全ての従業員の心の健康づくりを推進するために、以下の対策を実施します。

- 社内相談窓口を設け、従業員（正職員・パート）・管理者等からの相談対応を行います。
- ニヶ月に一回、衛生委員会で職場環境及び健康管理面の意見交換の場を設けます。
- 職場環境の評価と、改善に関する問題提起を行います。
- 必要に応じ、従業員・管理者への情報提供及び、社外講師によるメンタルヘルス教育研修を実施します。
- 外部相談機関との連携を周知し、積極的に活用します。
- 心の健康問題等による病休者への支援（職場復帰支援）を行います。

個人情報への配慮

健康面に関わる相談内容やストレスチェックを始めとした、個人情報の取り扱いに関しては、特に細心の注意を払い、従業員のプライバシーを保護いたします。特に管理者やフォロー担当者が相談対応に当たった場合、そこで知り得た従業員の個人情報の取り扱いに関しては、関連する法令及び当社個人情報取扱規程*を遵守し、厳密に取り扱います。

*) 健康情報等の取扱規程

ストレスチェック制度実施規程

心の健康に関する情報を理由とした不利益な取り扱いの防止

メンタルヘルスケアを通じて把握した心の健康に関する情報は、その従業員の健康確保に必要な範囲で利用されるべきものとし、その範囲を超えて従業員に対して不利益な取り扱いを行うことは致しません。

実施状況の評価及び計画の見直し

本計画の推進状況の評価を毎年度行い、よりよい職場づくりに寄与するものとし、

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルズ指針）による、「4つのケア」を中心に、それぞれの役割を生かしつつ、互いに適切な連携を持ちながら、メンタルヘルズケアを継続的に実施します。

セルフケア（労働者自身によるケア）

従業員がまず自分自身のストレス状態を知り、メンタルヘルズケアを理解し、自身のメンタル不調の予防・軽減のために対処できるよう、社内相談窓口を設置し、セルフケアに関する情報提供や、年一回のストレスチェックを実施する等の支援を行います。

ラインケア（管理者によるケア）

管理者による従業員の心の健康に関する相談対応、職場環境の改善、職場復帰支援等を実施します。

社内産業保健スタッフによるケア（産業医や衛生管理者、保健師等によるケア）

社内産業保健スタッフが、従業員・管理者からの相談があれば、その対応を行います。また、メンタルヘルズケアの計画立案、個人情報の取り扱い、社外専門家、専門機関とのネットワーク形成、職場復帰支援等の活動を行います。産業保健スタッフによる相談は、経営・管理等人事決定に関わらない者が担当します。

社外資源によるケア（社外専門医、専門機関によるケア）

社内産業保健スタッフでは対処や改善が困難な問題に対しては、社外の専門医や専門機関を活用し、支援を受け改善に努めます。各機関の役割に応じた事業場外資源の支援を受けるよう努めます。

千葉産業保健総合支援センター

東葛北部地域産業保健センター（地さんぽ）

こころの耳（厚生労働省）

柏市保健所（こころの健康相談）

千葉県精神保健福祉センター（こころの電話相談） 等

2023年4月1日

社会福祉法人 ぶるーむ

理事長 野田 幸子